

伊賀市本庁舎市民ミニギャラリー 展示作品募集要項

■ 展示場所

伊賀市本庁舎4階吹き抜け西側の壁面【壁面長 15m・壁面高 2.4m】（伊賀市本庁舎市民ミニギャラリー設置要綱（以下「設置要綱」という。）第2条）

■ 使用資格

伊賀市で活動する個人又は団体、その他市長が特に認めたもの。（設置要綱第3条）

■ 使用期間

月初めから月末までの1か月以内（展示の準備及び後片付けを含む）

■ 作品規定

市民ギャラリーの壁面長 15m・高さ 2.4m以下かつ市が用意するピクチャレール及びワイヤーで壁面に吊下展示が可能な書、絵画、写真等

※自己の制作した作品に限ります。

※申請者の責任において、著作権や肖像権などに配慮してください。

■ 使用料

無料

■ 申込方法

①使用月の2週間前までに、申請書に必要事項を記入し、持参・FAX・Eメールのいずれかで文化交流課または管財課へ提出してください。先着順にて決定し連絡します。希望月が使用できない場合は、使用可能月を案内します。申請月の12か月先までの申請が可能です。

※2019（令和元）年6月展示分は5月31日（金）までの申請期間とします。

②使用者へは使用条件などを明記した「使用許可証」を送付します。

※展示スケジュールは、市ホームページ及びギャラリーにて公開します。

■申込時の注意点

- ・展示は、市の企画が優先されます。
- ・同じ個人・団体が連続して使用することはできません。

■使用の取消

次のいずれかに該当した場合、使用を停止又は使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に違反したとき。
- (3) 設置要綱第5条第3項の規定により指示された条件又は指示された守るべき事項に違反したとき。
- (4) 使用する権利を他の者に譲り渡し、又は転貸したとき。
- (5) 管理課の指示に従わないとき。
- (6) 設置要綱第8条のほか、芸術性の有無にかかわらず、市が公共の施設にふさわしくないと判断したとき。

※なお、許可の取り消しを行った場合、損害賠償等の責任は負いません。

■使用の流れ

①搬入・展示

- ・管財課へ「使用許可書」をご提示ください。
- ・許可証で指定の日時に、使用者において行ってください。
- ・作品展示確認後、職員が作品・作者名を掲示します。

②撤去・搬出

- ・許可証で指定の日時に、使用者において行ってください。
- ・使用後は、現状復旧及び清掃後に職員の確認を受けてください。
- ・施設・備品等を破損又は滅失したときは、必ず職員に届け出てその指示を受けてください。

■使用上の注意点

①展示・撤去

- 許可を受けた場所・備品以外は使用しないでください。
- 作品は壁面展示しやすいように、ひも等のついているものに限りません。展示に使用する消耗品類は各自でご用意ください。また、ごみ類は各自でお持ち帰りください。
- 壁面への釘打ちや粘着テープ等の使用は禁止します。
- 火気を使用しないでください。
- 危険物、不潔物、動物、大きな音や臭いが発生するもの、他人に迷惑をかける恐れのあるもの等の持ち込みはできません。
- 搬入・展示・撤去・搬出は開庁時間内に行ってください。

②管理

- 営利を目的とした利用はできません。
- 作品及び物品の販売、勧誘、宣伝、署名活動等はできません。
- 作品の管理は、利用者の責任において行ってください。作品の破損、盗難等いかなる事故が生じてても市は一切の責任を負いません。
- 壁面に空きがあると判断した場合等は、他の作品も合わせて展示することがあります。
- 管理運営上必要がある場合は、作品を移動させることがあります。
- 展示前後、使用期間外の作品の保管はできません。
- その他、記載のないことが発生した場合は両者で協議を行い、職員の指示に従ってください。
- 管理運営上、募集要項等が変更になることがありますのでご了承ください。

■問い合わせ先

文化交流課

住所：〒518-0873 伊賀市上野丸之内 117-13

TEL：0595-22-9621 FAX：0595-22-9619

メールアドレス：bunka@city.iga.lg.jp